

共済契約者の皆さまへ

公益財団法人 札幌市中小企業共済センター

## 特定退職金共済制度における個人番号の取得について（ご案内）

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「マイナンバー法」）が施行され、平成28年1月からは、社会保障・税番号制度の利用が開始されております。

特定退職金共済制度にご加入（会員区分1・2）の方におきましては、退職一時金等の請求手続きに際し、個人番号をご提供いただくこととなります。

つきましては、番号制度の利用開始に伴う、諸手続きについて下記のとおりご案内申し上げますので、内容をご確認のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

### 記

取得時期	退職一時金等のご請求時（平成28年1月1日以降退職及び解約分から）
取得方法	退職所得として取り扱う場合は「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」に、その他の場合は当センター所定の「個人番号提供書」に記載していただきます。
利用目的	税務署等の行政機関に提出する法定調書（源泉徴収票や支払調書）に個人番号を記載するため。

具体的なお手続きにつきましては、以下をご覧ください。

なお、このご案内は平成27年11月末日現在の関係法令・通達等に基づいて作成しておりますが、今後税制の変更に伴い、取扱いが変更となることもありますので、ご了承ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 札幌市中小企業共済センター 共済課  
(011) 221-3984

## 具体的な事務手続

### 1. 番号制度の開始に伴う事務手続

個人番号ご提供の必要がある場合		個人番号をご提供いただく方	ご提出いただく書類	当センターが作成する法定調書の種類
1	退職による退会	会 員	◇会員資格喪失届兼退職（遺族）一時金請求書 ◆退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
2	解約による退会（100万円超のみ）	会 員	【共済契約者が法人代表者の場合】 ◇会員資格喪失届兼退職（遺族）一時金請求書 ◆会員ご本人の個人番号提供書	生命保険契約等の一時金の支払調書
		会 員 と 共済契約者	【共済契約者が個人事業主の場合】 ◇会員資格喪失届兼退職（遺族）一時金請求書 ◆会員ご本人の個人番号提供書 ◆共済契約者の個人番号提供書※1	
3	死亡による退会（100万円超のみ）	受取人（相続人）	◇会員資格喪失届兼退職（遺族）一時金請求書 ◆受取人（相続人）の個人番号提供書	退職手当金等受給者別支払調書
4	1のうち、会員が税法上の非居住者に該当する場合	会 員	◇会員資格喪失届兼退職（遺族）一時金請求書 ◆会員ご本人の個人番号提供書	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

◎ ご提出いただく書類のうち、個人番号を記載していただくのは◆の書類です。

◎ 個人番号の提供にあたっては、次のいずれかの書類で、共済契約者が個人番号の確認を行ってください。

- ① マイナンバーカード（両面）
- ② 個人番号の通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票

◎ ※1の共済契約者の方の個人番号提供書には、次の番号確認書類及び本人確認書類のご提出が必須となります。

- ① マイナンバーカード（両面）
  - ② 個人番号の通知カード と 運転免許証またはパスポート
  - ③ 個人番号が記載された住民票 と 運転免許証またはパスポート
- 上の①～③は、すべてコピー可能です。

◎ ご提出いただく書類は、当センター専用封筒にて、特定記録郵便や書留郵便などでのご郵送をおすすめします。

### 2. 各種書類のご入手方法

#### (1) 【資格喪失届 退職（遺族）一時金請求書】と【専用封筒】

このご案内に、1部見本を同封しています。

平成28年1月1日以降に退職一時金等をご請求される場合は、当センター共済課までお電話または当センターホームページ <http://www.support-sapporo.or.jp> から新帳票及び専用封筒をご請求ください。

トップページから【入会・退会などのお手続き】をクリックし、プルダウンメニューから【各種書式のダウンロード】を選択してください。各種書式の一覧のうち【退職・退会】から申込フォームをクリックし【ご用件など】の欄に必要な書類の名称と部数を入力してください。

または【資料請求】から【一般的なお問合せ】→【会員企業の皆様】→【加入申込書ほか各種帳票類のご請求】からも申込フォームを開くことができます。

(2)【退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）】

このご案内に、1部見本を同封しています。

コピーして使用していただくか、当センターホームページ <http://www.support-sapporo.or.jp> からダウンロードが可能です。

トップページから【入会・退会などのお手続き】をクリックし、プルダウンメニューから【各種書式のダウンロード】を選択してください。各種書式の一覧のうち【退職・退会】の【退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）】を選択してください。

(3)【個人番号提供書】

上記1. 「番号制度の開始に伴う事務手続」の2から4に該当する場合は、当センター共済課から個別にご案内をいたします。

3. 事業主年金等共済制度における番号制度の利用開始に伴うご対応について

事業主年金等共済制度にご加入（会員区分3・4・5）の方への番号制度の利用に伴うお手続きにつきましては、解約のご請求の都度、事務幹事会社の大同生命保険株式会社より、個別にご案内申し上げます。

## 番号制度の利用開始に伴うご対応に関するFAQ

Q1	番号制度について、概要を教えてください。
A1	番号制度の導入趣旨は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として導入されます。 社会保障・税制度等において効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 【マイナンバー制度に関するお問合せ先：0570-20-0178（マイナンバーコールセンター）】
Q2	個人番号（マイナンバー）とは、何ですか？
A2	住民票を有する全ての方に、一人一つ付番される12桁の番号です。 外国籍でも住民票のある方には、個人番号が指定されます。
Q3	「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告者）」や「個人番号提供書」には、誰が個人番号を記入するのですか？
A3	退職一時金や解約手当金などの受取人であるご本人さまがご記入ください。
Q4	個人番号は、必ず記入しなければいけませんか？
A4	個人番号の記載は、マイナンバー法（平成25年法律第27号）により定められた義務ですので、正確に記入したうえでご提出をお願いします。

Q5	死亡退職の場合は、誰の番号を記入するのですか？
A5	お亡くなりになった会員の方および遺族一時金をお受け取りになるご遺族（相続人）の個人番号をご遺族の方にご記入いただきます。 このとき、個人番号の確認及び本人確認は、FAQ6の書類により事業所で行ってください。

Q6	番号確認書類と本人確認書類とは何ですか？
A6	個人番号と、その個人番号がご本人のものであることを確認するための書類です。 次の①から③のいずれかで、確認することとされています。 ①マイナンバーカード（両面） ②個人番号の通知カード + 運転免許証またはパスポート ③個人番号が記載された住民票 + 運転免許証またはパスポート

Q7	「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」や「個人番号提供書」の提出には、センターの専用封筒以外のものを使用してもいいですか？
A7	「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」や「個人番号提供書」をご提出の際は、会員の方の大切な個人番号を厳重にお取り扱いするため、当センター専用封筒に封入し、特定記録郵便や書留郵便などのご郵送をおすすめします。 専用封筒は当センターでご用意していますので、お電話や当センターホームページでご請求ください。

Q8	現行の【会員資格喪失届 退職（遺族）一時金請求書】（帳票番号：P2047）は今後も使用できますか？
A8	番号制度開始後は、一時金請求書と「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」が分離した新様式の帳票となりますので現行帳票（帳票番号：P2047）は使用できません。 必ず新帳票（帳票番号：P2061）でのご提出をお願いします。 新帳票は当センターでご用意していますので、お電話や当センターホームページでご請求ください。

Q9	提出した個人番号を別の目的で使用されたり、情報が流出することはありませんか？
A9	ご提出いただいた個人番号は、当センターの特定個人情報保護規程で定められた利用目的にのみ使用し、徹底した管理をお約束いたします。 なお、「退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）」は法定の保存期限である7年間を経過した後に、すみやかに廃棄いたします。